

請願番号	請願第22号	受理年月日	平成21年6月18日
請願の件名	<p>(要旨) 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書提出についての請願</p> <p>(理由) ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症である。全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われ、宮崎県内においても少なくない患者が死亡している。また、地域社会において、必ずしも感染症に対する差別意識が克服されていないことから、患者家族は、精神的にも大きな負担を受けている。</p> <p>B型、C型肝炎とも、ウイルスに汚染された血液を通じて感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されている。</p> <p>このため国は、2008（平成20）年から、新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の促進、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などに取り組んでいるところである。しかし、あくまでも予算措置にとどまっており、明確な法的根拠に基づく恒久的対策ではない。</p> <p>加えて、地方自治体によって取り組みに差があり、特に宮崎県においては、関係諸機関の努力にもかかわらず、専門医療機関の不足や偏在があり、診療体制確保が大きな課題となっている。さらには、肝硬変や肝がんとなった患者の中には、長期療養のため経済的不安を抱えた生活を余儀なくされる者もあり、早急に、恒久的な対策の推進を図ることが求められている。</p> <p>よって、国会および政府がウイルス性肝炎の全国的な根絶に向けた肝炎対策のための基本法を早期に成立されるよう、県議会において積極的推進のための意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p>		
紹介議員	宮原 義久 河野 哲也 井上 紀代子 満行 潤一		
摘要			